The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 『詞玉橋』の学説展開について : 北野天満宮本『詞玉橋』の特徴 |
| Author(s) | 河野, 光将 |
| Citation | 語文. 2017, 108, p. 77-88 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/71010 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# 『詞玉橋』の学説展開について

## ――北野天満宮本『詞玉橋』の特徴――

河野光将

### 一　はじめに

日本語学史上、本居宣長の『てにをは紐鏡』（明和八〈一七七一〉年刊）・『詞玉緒』（安永八〈一七七九〉年成、天明五〈一七八五〉年刊）以来の定説であった「何」を「係り」から除いたのは、萩原広道『てにをは係辞弁』（弘化三〈一八四六〉序、嘉永二〈一八四九〉刊）の功績とされる。[1] そこには『玉緒』の「何」について記述を引用した上で、

今案にこれさることのごとくなれども。悉くひがことにて。一の巻なる三転証歌の中に。挙られたるは。かの結びなると。いひさして意をふくませたる。略語の格なるとのみなり。さるは。何等とかと重なる時は。かならずかを語の下におく例なれば。結びの脉は。下のかより受べきこと。さしあたる理なり。然るをいかにして考へ混へられけん。（九ウ・一〇オ）

としている。このように近世後期に至り、『紐鏡』『玉緒』に挙げられていた「何」が「係り」から除かれることになる背景としては、テニヲハ論における品詞論考察の進展がその要因として考えられ、そのことを示すものとして、富樫広蔭『詞玉橋』が挙げられることを拙論（二〇一五）において述べた。

さて、この『詞玉橋』は文政九（一八二六）年に草稿が成立して以降、弘化三（一八四六）年に一応の完成を見るまで数次の改訂が行われたことが知られており、各校訂段階の関係についてはある程度明らかになっている。一方で、残された写本が多く、未だ十分に調査がなされたとは言い難い状況にある。広蔭の学説は明治以降の国学者にも引き継がれるなど大きな影響を与えたものであり、広蔭を日本語学史に定位しようとするとき、広蔭の学説がどのような過程を経て成立したのかを明らかにしておくことは決して無益な作業ではあるまい。

そこで本論では、日本語学史における広蔭の位置を考える上での基礎的作業として、その学説の成立過程を窺える北野天満宮本

『詞玉橋』を取り挙げ、諸本との比較からその特徴について検討を行う。

## 二　『詞玉橋』の校訂段階について

先に述べたとおり『詞玉橋』には数次の校訂段階が存在し、そのことに関しては『国語学大系・語法総記1』に収められている福井久蔵氏の解題に詳しい。しかし、それらの分類については諸氏により若干異なっており、例えば、小林賢次（一九七九）は文政十二年四月改正以降のものを一括して「改稿本」、それ以前の本を「草稿本」と称されている。確かに、目録の上からいえば、文政十二年四月改正本はそれ以前のものと大きく異なり、ほぼ弘化三年四月改正本と同じである。それに対して尾崎知光（一九七三）は、「文政草稿本」「天保改稿本」「弘化改正本」（以下それぞれ、草稿本、改稿本、改正本と略称する）の三種に分類されている。これは目録だけでなく、本文の内容を踏まえた上でなされた分類であり本稿ではひとまず尾崎氏の見方に従って検討を行う。

次に本稿で用いる『詞玉橋』諸本の書誌的情報を示す。まず、草稿本としては、『勉誠社文庫64　詞玉橋・辞玉襷』に収められている板垣勇治郎氏旧蔵東京大学文学部国語研究室蔵本（以下、板垣本と略称する）を用いる。この本の成立事情については、その奥書に、

此一巻は、白檮舎通称富樫広蔭大人の著せる書なりけり。先きの年、広蔭翁淡路に来りし時、山口大人直に習ひ受けたる巻にぞありける。おのれ、こたび、山口翁にひたつ（ママ）ら請ひて、言の葉茂れる道を別けん為、夜を日につぎて山口翁のもとに通ひ、残るくまなく習ひ得し。且、意味のまぎらはしきかど〳〵は、其意を能も問ひ正ゞし、又、本居鈴廻翁の著述したる詞の玉（ママ）の、古今遠鏡等により取りて、頭書附録を綴り編むなれば、尚こまかにさとらんと思ふ時しは、前にいふ玉の緒、遠鏡の二巻を開きて見よかし。如此云時明治十有二年初冬

とある。この板垣本は成稿年月の記事を持たず、さらに、明治に入ってからの写しであるものの、奥書に見える、広蔭が淡路に赴いた際のものであるという記述と、別の草稿本である京都大学文学部国文学研究室蔵本との関係から、草稿本として、もっとも初期の姿をとどめていると認められるものである。

改稿本としては、京都大学蔵本（以下、京大本と略称する）を用いる。この本の成稿年月についてであるが、まず一之巻に関してはその巻末に、

文政九年十一月稿同十二年四月改
天保二年六月繕写

とあり、二之巻に関しては、

文政九年十二月八日稿
天保四年二月四日改写

と、巻末にある。

改正本としては、『勉誠社文庫64　詞玉橋・辞玉襷』に収めら

れている明治二十四年活版本を用いる。この本は、広蔭の門人中川清之によって桑名皇学会から出版されたもので、成稿年月は、一之巻がその巻末に、

文政九年十一月稿
弘化三年四月改正

とあり、二之巻に関しては記載がない。

本稿では、以上の三本と後に示す北野天満宮本との比較を通じて、北野天満宮本の特徴について述べる。

## 三　北野天満宮本『詞玉橋』

### 三・一　書誌情報及び一之巻について

北野天満宮本はこれまで取り挙げられたことがないため、まず書誌情報について述べておく。寸法は縦：二六・五　横：一八・四（糎）。浅葱色の表紙で外題には「ことはの玉はし　一之巻　二之巻」とある。まず一之巻に関しては、目録の次の本文の初めに「詞玉橋一之巻草稿」とあって、その下に「富樫廣蔭著」とある。本文は二十八丁で毎丁十行二十字詰となっている。一之巻の巻末には成稿年月について、

文政九年十一月十日稿
同十二年四月朔日改正

とある。次に二之巻に関しては、目録の次の本文の初めに「詞玉橋二之巻草稿」とあって、本文は九丁でこちらも毎丁十行二十字詰となっている。二之巻には成稿年次についての記載がない。一之巻と二之巻は同筆で一部朱による書き込みが存する。朱筆についても本文と同筆と認められる。筆跡は広蔭のものではないが、丁寧な書写にかかるものである。

さて、先に校訂段階が大きく三種に分類されることを述べたが、北野天満宮本についていえば、まず一之巻は成稿年次からみて、草稿本と改稿本の間に位置するものである。そこで、目録を対比して示すと（【表1】参照）、改稿本とほとんど大差ないものであることがわかる。尾崎知光（一九五七）は、同様の成稿年次を持つ本として不破義幹氏蔵本を紹介され、それを「改正草稿本」として板垣本などの草稿本とは区別するべきことを述べられた。これまで改正草稿本として知られているものは、不破本と神宮文庫本の二本のみであったが、今回取り挙げる北野天満宮本は尾崎氏が紹介された不破氏蔵本と丁数、字配りまで一致するものであり、両本の関係は極めて近いものと考えられる。ただ、尾崎知光（一九五七）に示された不破氏蔵本と北野天満宮本を比較してみると、不破本での仮名遣いの誤りが北野天満宮本には認められないという違いが存する。

内容面に関して「改正草稿本」一之巻の最大の特徴は、この段階になって、「言・詞・辞」の三分類が見られることが挙げられる。この三分類説は、明治期国学者へも受け継がれ、大きな影響を与えたものであるが、この改変にあわせて術語も改められた。例えば、活用について草稿本の段階で「四段活・一段活・中二段活・下二段活・変格活・久活志久活」とあったものを「四韻詞・

〈草稿本（板垣本）〉

○手尓乎波ト云名目起源ノ事
○体言ニ五種ノ差別アル事
○用言ノ事并言ト辞トノ差別ノ事
○未然言既然言差別ノ事
　并受ル辞ニ依テ願フ意トナル又受ル辞ノ辞ニ用ヒ用カハル事
○続用言切居言続体言差別ノ事
○受ル辞ニ用クト用カヌトアル事
○カカル辞ノ事并ムスブ辞ノ事
○下二段サ行一類用言ノ事
○下二段タ行一類用言ノ事
○下二段ラ行一類用言ノ事
○変格ナ行用言ノ事
○変格ナ行一類用言ノ事
○変格ラ行用言ノ事
○変格ラ行一類用言ノ事
○現在志活シキノ行一類用言ノ事
○未然言活ムノ行一類用言ノ事

〈改正草稿本（北野天満宮本）〉

○言詞辞三種ノ差別ノ事
○言ニ五種ノ差別アル事
○詞ニ六種ノ差別アル事
○辞ニ五種ノ差別アル事
　并辞ト云名目ノ起源ノ事
○属詞ニ四種ノ差別アル事
○動辞ニ四種ノ差別アル事
○属辞ニ八種ノ差別アル事
○静辞ニ三種ノ差別アル事
○未然段已然段差別ノ事
　并辞ニヨリテ願トモナルト云事
　辞ノ（ヌ）ば二ツノソヒザマノ事
○続詞段断止段続言段差別ノ事
○カ、リムスヒノ事
○衣宇韻都音属辞ノ事
○変格奴音属辞ノ事
○動静将活属辞ノ事
　并疑辞過現未差別事

〈改稿本（京大本）〉

○言詞辞三種ノ差別ノ事
○言ニ五種ノ差別アル事
○詞ニ六種ノ差別アル事
○辞ニ五種ノ差別アル事
　并辞トイフ名目起源ノ事
○属詞ニ四種ノ差別アル事
○動辞ニ四種ノ差別アル事
○属辞ニ九種ノ差別アル事
○静辞ニ三種ノ差別アル事
○未然段已然段差別ノ事
　并辞ニ依テ願トモナルト云事
　ば（ヌ）ノ辞ニ二ツノ繋様ノ事
○続詞段已下三段差別ノ事
○加々理牟須毗ノ事
○衣宇韻都音属辞ノ事
○変格奴音属辞ノ事
○動辞将活属辞ノ事
　并疑辞過現未差別事

〈改正本（明治二十四年活版本）〉

○言詞辞三種ノ差別ノ事
○言五種ノ差別ノ事
○詞六種ノ差別ノ事
○辞五種ノ差別ノ事
　并辞ノ名目起源ノ事
○属詞四種ノ差別ノ事
○属トナラザル動辞四種ノ事
○属トナル動辞九種ノ事
○静辞三種ノ差別ノ事
○未然段已然段差別ノ事
　并辞ニ依テ願ト成ル事
　并婆ノ辞未已繋様ノ事
○続詞段已下三段差別ノ事
○加々理牟須毗ノ事
○衣紆韵都音属辞ノ事
○変格奴音属辞ノ事
○動辞将活属辞ノ事
　并過現未ノ疑辞ノ事

【表1】『詞玉橋』一之巻目録　対照表

一韻詞・伊宇韻詞・衣宇韻詞・変格詞・音雑詞」と改めるなどしている。

### 三・二　二之巻について

ここまで一之巻について見てきたが、北野天満宮本で注目されるのは二之巻である。こちらは成稿年次に関する記述がないので、本文を手がかりとして成稿年次を推定すると、例えば、命令法について述べた「下知ノ事」の本文には、

〈北野天満宮本〉

下知トハ、自ニ思フコトヲ他（アナタ）へ云負（イヒオフ）スルヲ云フ。是ハ四韻又変格ヌ音【ねノ方】ル音ニテハ已然段ヲ其儘（マヽ）ニ用ヒ、一韻伊宇韻衣宇韻又変格ス音ニテハ未然段ニよ文字ヲソヘ、同ク音ニテハよ文字ヲソヘズモケフ。（ママ）（一オ）（【　】は割書を示す。

以下、同様。）

とある。この箇所と対応する草稿本、改稿本の本文はそれぞれ、

〈草稿本〉

下知ノ言トハ、自ニ思フコトヲ他（アナタ）ヘイヒ負スル言ヲ云。コハ四段、又変格（ネの方）ナ行、ラ行ニテハ既然言ヲ其マヽ用ヒ、一段中二段下二段変格サ行ニテハ未然言ニよ‖文字ヲソヘ、カ行ニテハよ‖文字ヲソヘズ用フ。（一オ）

〈改稿本〉

下知トハ自ニ欲フ意ヲ他ヘイヒ負スルヲ云フ。是ハ四韻又変格奴音【祢（ママ）万】同留音ニテハ已然段ヲイヒ居ヱ、一韻伊宇韻衣宇韻又変須音ニテハ未然段ニよノ辞ヲ繋ケ、同久音ニテハ未然段ヲ云居ル格ナリ。（一オ）

となっている。北野天満宮本は術語について、一之巻と同じく「四韻」などと改変したものを用いており、その点では改稿本に近い。しかし、助詞「よ」を単に「文字」としか規定していないことなどは草稿本の記述をそのまま受け継いだものとして注目される。『詞玉橋』は、学説展開の過程でテニヲハに対する品詞論的考察を進展させており、例えばそれを、一之巻の係助詞について述べた箇所の記述の変化によってみると、草稿本で

カヽル辞トハ、上ノ言ヲウケテソノ意下ヘカケ及ボス文字ヲイフ。ムスブ辞トハ、カヽル辞ヲウケテ、ソノ意ヲムスビテキレテスワル文字ヲ云。（十二ウ）

とあったものを、改正本では

係トハ、静辞ノも‖に‖をは‖ば‖の‖が‖ぞ‖や‖か‖こそ等、言詞動辞ニ繋ケ、静辞ニ合セ等シテ、上ノ意ヲ下ヘ云係テ下ナル結ニ打合フヲ号フ。（十七オ・ウ）

として「係り」の定義を「文字」から「静辞（現在の助詞にあたる）」へと厳密化している。この結果広蔭は、萩原広道『てにをは係辞弁』と同様に、疑問詞を一括した「何」は「静辞」でないとして「係り」から除くことに成功[2]するのであるが、言うまでも無くこれは「言・詞・辞」の三分類に基づいて学説を展開させたことによるものである[3]。その点を踏まえると北野天満宮本は、一之巻において「言・詞・辞」の三分類を挙げていながら、二之巻では、助詞「よ」を単に「文字」としか規定しておらず、いまだ「言・詞・辞」の分類が徹底されていない。これは、広蔭の三分類説がどのように展開していったのかという過程を窺えるものとして興味深い。

さて、以上のことから、北野天満宮本の二之巻の成稿年次は文政十二年四月から天保四年二月までの間と推定され、草稿本と改稿本の間に位置するものであることがわかる。次に、その目録を対比して示す（【表2】参照）。これをみると、北野天満宮本は他本と比べ項目に大幅な省略があることがわかる。なぜこのような省略が行われたのかについては不明であるが、参考になるものとして、東北大学富樫広蔭叢書に収められている一本の記述が挙げ

〈草稿本（板垣本）〉

○下知ノ言ノ格
○禁止ノ言二種ノ格
○雅言ヲ俗語ニ移ス格
○俗語ニヨリテ雅言ノ用ザマヲ知事
○俗語変格ノ事
○らし　らじ差別ノ事
○まし　まじ差別ノ事
○しし　せし差別ノ事
○さん　せん差別ノ事
○のが差別ノ事
○一段活古キ一格ノ事
○中昔以来下二段ニ用フル言ヲ古ク四段ニ用ヒタル例
○体言ニテムスブ辞ノ格
○イヒカケテ結フ辞ノ格
○もはそやこそナドノ辞ノウケザマノ事
○とかしノ辞ノウケザマノ委キ事
○下知ニ言拾遺ヵと文字清濁差別ノ事

〈改正草稿本（北野天満宮本）〉

○下知ノ事
○禁辞二種ノ事
○雅言ヲ俗語ニ訳ス事
○俗語ニ依テ雅言ノ活用ヲシル事
○言ニテ止ムル辞ノ事
○兼用ニテムスブ辞ノ事
○とかしノ辞ノ添ザマノ委キ事

〈改稿本（京大本）〉

○下知トナル詞辞ノ事
○禁辞二種ノ差別ノ事
○雅語ヲ俗語ニ訳ス事
○俗語ニテ雅語ヲ知ッ事
○俗語ニ変例アル事
○らしらじ差別ノ事
○ましまじ差別ノ事
○しかしが差別ノ事
○ししせし差別ノ事
○さむせむさうせう差別ノ事
○のがノ用格差別ノ事
○四韻詞古キ一格ノ事
○一韻詞古キ一格ノ事
○言ニテ止ムル歌ノ事
○兼用ニテ結ヒ歌ノ事
○もはそこそ繋格ノ事
○とかしカケザマノ事
○下知ニ変例アル事

〈改正本（明治二十四年活版本）〉

○下知トナル詞辞ノ事
○禁辞二種ノ差別ノ事
○雅語ヲ俗語ニ訳ス事
○俗語ニテ雅語ヲシル事
○俗語ニ変例アル事
○らしらじ差別ノ事
○ましまじ差別ノ事
○むまし差別ノ事
○しかしが差別ノ事
○ししせし差別ノ事
○さむせむさうせう差別ノ事
○のがノ用格差別ノ事
○四韻詞古キ一格ノ事
○一韻詞古キ一格ノ事
○言ニテ止ムル歌ノ事
○兼用ニテ結ブ歌ノ事
○とかしカケザマノ事
○仰ニ変例アル事

【表２】『詞玉橋』二之巻目録　対照表

られる。この本は、二之巻のみの本であるが広蔭自筆書入本（以下、東北大本とする）で、成稿年月は巻末に、

文政九年十二月八日稿
天保四年二月四日改写
弘化三年二月廿五日再改写

とある。ただし、「弘化三年二月廿五日再改写」の箇所は、後からの書入れである。この本は、「もはぞこそ繋格ノ事」として次のような本文を持つ。

もはぞこそ等ノ辞ハカナラズ玉襷ノ続言段ノ下（トコロ）ニモ出スベキナレドモ、コレラハに をノ二ツトハ異ニテ続詞段ノイヒスエザルニモカケテ混（マギラ）ハシケレバ動静ノ概略ノ図ニユヅリテ玉襷ニハモラセルナリ。是ラノ辞ヲ近世（チカヨ）ノ歌ニオホク断止

段ニカケテ用ヒタルハ、イニシヘニ例ナキ誤ナリ。古歌ノ用格ヲヨク〳〵動静ノ概略ノ図ニ考合セテモチフベキ事ナリカシ。タヾシ静辞ノニモ用様ニヨリテ続詞段ニモ繋ルナリ。コノコトクハシクハ下ニイフベシ。（十九ウ・二十オ）

この項目は改正本には見られないものである。小林賢次（一九八二）は、その理由を東北大本のこの項目に対する広蔭の書き入れに「コノ一章ハブクベシ」とあって、さらにこの項全体が斜線で抹消されていることにより、改正本から削除されたとする。氏はさらに、「この項を削除したのは広蔭自身の意志によるものであること、またそれは弘化三年の改正時におけるものであることが確認できる」とされているが、北野天満宮本によって弘化三年以前から、この項を持たない本が存在していたことになり、氏の推定には問題が残る。しかしそうすると、草稿本にあったこの項目は、北野天満宮本の段階で一度削除され、改稿本では再び採用したものの、改正本では結局、削除するという複雑な過程を想定しなければならないことになる。また、「もはぞこそ繋格ノ事」が北野天満宮本で省略されている理由については、広蔭がこの項目を採用するか否かで揺れていたと一応考えることができるものの、同じく省略された他の項目については、その理由は不明であるとせざるを得ない。

次に、「雅言ヲ俗語ニ訳ス事」についての項目を見ると、

〈北野天満宮本〉

四韻又変格ノヌ音ル音ニテハ、未然段ニむノ辞ヲ添（ソヘ）テ云詞ヲ、オノ韻ニ訳シ【此事猶論アリ】

とある。これは例えば、雅語の「行かむ」の「未然形＋む」の部分をオ段へと変えることによって「行こ（う）」という口語となることを説いたものであるが、対応する箇所を比較すると、

〈草稿本〉

四段又変格ナ行ラ行ニテハ未然言ニん文字ヲソヘテ用フル言ヲ、第五ノ音ニウツシ、【コノコトナホ論アリクハシクハ別ニ云ベシ】（六オ）

〈改稿本〉

五種ノ詞ノ未然段ニむノ辞ヲ繋テイフ語ヲ、直ニソノ詞ノ韻ヲ引テ夫ニずトイフ詞ヲ添テイヒ【タ、シ、コノ俗語ハ尾張ノ国ニ限タルコトナカラ、元来、自然為（ミヤカラシカセ）ムト欲フ意ノ俗語ナレハ、都（ミヤコ）ガタト同シクむヲラトウツシタル（ママ）ニ、とノ辞ヲカケテ変格ノ須ノ音ノ詞ヲソフル格ナルヲ、うヲ引ツメテイフニヒカレテとハ略レテすノ濁ル、ナリトシルヘシ】（五ウ）

〈改正本〉

四韻又変格ノ奴ノ同流ノ音ニテハ、阿ノ韻ニむノ辞ヲ繋テ云詞ヲ、於ノ韻ニ転シ【コノコト尚論アリ】

となっている。これを見ると改稿本のみが大きく異なり、尾張方

言の「行かーず」などに対し、「行かむ（う）とす」が転じたものという説明が加えられている。この部分は改正本の段階で削られており、結果的には、草稿本、北野天満宮本の記述に近いものが採用されているのである。細かく見れば、草稿本では旧来の「四段」という術語が用いられているのに対し、北野天満宮本、改正本では「四韻」と改変後の術語が用いられる。また、草稿本では、助動詞「む（ん）」を「文字」としているのに対し、北野天満宮本、改正本では「辞」としているなどの違いが見られる。次の項目の「俗語ニヨリテ雅言ノ活用ヲシル事」についても見てみると、

〈北野天満宮本〉

凡テ俗語ノ下ヲオ‖ノ韻ニ云ハル、詞ハ、其音ノアノ‖韻ニ訳（ウツシ）、恒ノ暗誦（ソラヨミ）ノゴトク下（シモ）ヘ称下（イヒクダ）セバ四韻ト自然ニシラル、ナリ（六オ）

〈草稿本〉

スベテノ俗語ニ、第五ノ音ニ云言ハ、スグニソノ行第一ノ音ニウツシ、ん文字ヲソヘテ、ツネノ暗誦ノコトク下ヘヨヒ下セハ、四段ノハタラキトシラル、ナリ（七オ）

〈改稿本〉

凡テノ俗語ノ中ニ、詞ノ韻ヲ引テ夫ニず‖ヲ添テイフ語ハ、す‖ヲ略キ韻ヲツメテ、恒ノ暗誦（ソラヨミ）ノ如ク称（イヒ）クダセハ、夫々ノ詞オノヅカラニシラル、ナリ（六オ）

〈改正本〉

凡テノ詞ノ中ニ俗語ニ下ノ於ノ韻ニ云（イハ）ル、詞ハ、ソノ音ノ阿ノ韻ニ転シテ、恒ノ暗誦ノゴトク下ヘ称下（イヒクダ）セバ四韻トオノヅカラニシラル、ナリ（五ウ）

となり、こちらも北野天満宮本と改正本がもっとも類似していることがわかる。

以上、北野天満宮本の二之巻の特徴について述べてきたが次節では、これらを踏まえ、『詞玉橋』二之巻の校訂過程ついて検討を加える。

## 四　『詞玉橋』二之巻の校訂過程について

前節で、東北大本における「もはぞこそ繋格ノ事」への書き入れ及びこの項の各本における状況について述べた。もう一度まとめると、

草稿本：あり（もはそやこそナドノ辞ノウケザマノ事）
北野天満宮本：なし
改稿本：あり
東北大本：あり（但し、削除すべきとの書き入れ有り）
改正本：なし

となり、各校訂段階で複雑な項目の出入りがあったことが推定さ

れるのである。繰り返しになるが、東北大本の成稿年月に関しては、

文政九年十二月八日稿
天保四年二月四日改写
弘化三年二月廿五日再改写

とあって、「弘化三年二月廿五日再改写」は後からの書き入れであることは既に述べた。小林賢次は、東北大本についてこれは天保四年の写本（改稿本）をもとに、弘化三年には単に加筆修正を行ったものとされている。しかし、東北大本は改稿本である京大本とは異なる本文を有しており、例えば、先に取り挙げた「雅言ヲ俗語ニ訳ス事」についての東北大本の本文を見ると、

〈東北大本〉
四韻又変格ノ奴ノ音同シ留音ニテハ、阿ノ韻ニむノ辞ヲ繋テ云詞ヲ、於ノ韻ニ移シ【コノコト尚論アリ】（五ウ）

とある。小林氏はこの本文の相違について「天保四年二月改写の時点においては、当初京大改稿本に見られる内容だったものを、ややのちの時点で〈七六〉（稿者注：東北大本を指す）のような本文に改めたのではないかと思われる」と述べられている。確かに、天保四年以降のどこかの段階に東北大本のような本文を持つものへと改められたと考えることもできるが、そうするとその改訂は全く新たなものというよりも、京大本以前ものである北野天満宮本の本文と近いものであったことになる。

前節でいくつかの項目について諸本の比較をおこなったが、それを見ると、むしろ改稿本である京大本の異質さが際立つ。改稿本についてはこれまで、この京大本が取り挙げられてきたが、そうすると複雑な校訂過程を想定しなければならず、むしろ別系統の改稿本が存在していたと考える方が自然ではなかろうか。そう考えた方が、北野天満宮本及び改正本との関係を理解しやすい。また、これにより、京大本と東北大本との本文異同についても説明が可能となるであろう。しかしながら、こうした想定は現時点での仮説にすぎないため、今後、諸本の調査により検証を行っていく必要がある。(4)

## 五　『詞玉橋』受容に関する問題

ここまで、北野天満宮本を中心として、学説成立の過程について検討を行ってきたが、本節では、『詞玉橋』学説の受容について少し検討を行いたい。広蔭については「言・詞・辞」という三分類が後の研究へ大きな影響を与えたという点で注目されてきた。ここでは『詞玉橋』の学説受容に関して、その一端を窺える資料として、石橋真国『語解』を紹介する。そこには、『詞玉橋』に対する言及が見られ、次のようにある。

詞玉橋と云書に略言と云條を立て曰く瀧歌柄宿紅絹束ノ類詞ノ韻ヲ略テ言トナスヲ云此類常ニハ四韻詞ニノミ多テ他ノ詞ニハイト少ナキ物ナレト合言ニハ彼此見エタリ心得置ヘシ言ノ意ヲ知ニ大ニ益アリと云り（二三オ）

広蔭は、「言（現在の体言）」を五種に分けており、ここでいう「略言」とは、いわゆる連用転成名詞に当たるものを指している。さて、この部分に該当する『詞玉橋』本文を比較してみると、

〈草稿本〉

○用略体言　瀧　歌　束　宿　雲　束

ノ類、用ク言ヲハブキテ体言トナセルヲ言、此類多カラザルモノナレド心得オクベシ、（五ウ）

〈改正草稿本＝北野天満宮本〉

△略言　瀧　歌　柄　宿　紅絹　束

ノ類、詞ノ韻ヲ略テ言トナスヲイフ。此類常ニハ四韻ニノミ多クテ、他ノ詞ニハイト少キモノナレド、合言ニハカレコレ見エタリ。心得置ベシ。言ノ意ヲシルニ大ニ益アリ（五オ）

〈改稿本〉

△略言　歌　宿　柄　束　長　遙

是等ノ類スヘテ詞ノ韻ヲ略テ言ト成スヲ云フ。是ハ四韻ト音雑トニ多、伊宇韻ト衣宇韻トニハ稀々ニ所見テ、一韻ト変格トニハ有ル事ナシ。心得置ヘシ。言ノ意ヲ知ルニ大ニ益アリ（五ウ）

〈改正本〉

略言　歌　宿　柄　束　長　遙

是ラノゴトク、詞ノ韻ヲ略テ即言トナスヲ号フ。是ハ四韻ト音雑トニオホク、伊紆韻ト衣紆韻トニハ稀ニアリテ、一韻ト変格トニハ有ル事ナシ。心得置ヘシ。言ノ意ヲ知ルニ益アリ（四ウ）

となる。『語解』の成立は嘉永四年以降と推定されるが、本文比較によれば、真国が見たのは、改正草稿本の『詞玉橋』であることが明らかである。嘉永四年には、改稿本、改正本も成立していたが、改正草稿本の本文が引かれていることを踏まえると、『詞玉橋』の学説が同時代的にどのように受容されていたのかについて、今一度、検討を行う必要があろう。

## おわりに

以上、北野天満宮本を中心として『詞玉橋』の校訂段階について考察を行うとともに、『詞玉橋』の学説受容について簡単に触れた。北野天満宮本は、学界未紹介のものであり、特に二之巻については、項目の省略はあるものの、改稿本と改正本との関係を考える上で非常に重要な本であるといえよう。また、北野天満宮本の記述によって、今後改めて、京大改稿本の性格についても検討を行う必要があることが明らかとなった。今回の調査によって、『詞玉橋』の学説発展の過程について、かえってその複雑さを際立たせる結果となってしまったが、未だ調査の及んでいない諸本も多く、今後も諸本の調査を重ねることで、『詞玉橋』の学説展

開の過程について明らかにしていきたい。

広蔭に関しては、先行研究も多く存在するが、依然として残された問題が多くあると言えよう。さらに、日本語学史上の位置付けについても、なお考察すべき点が多い。この問題に関しては、『詞玉橋』の学説受容という点を考慮しながら、一体どの校訂段階の本が普及していたのかについて検討を行っていく必要があろう。

【使用テキスト】

『語解』石橋真国　静嘉堂文庫蔵本：『静嘉堂文庫所蔵国語学資料集成』（雄松堂書店）による

『詞玉橋』富樫広蔭

・草稿本：（一九七九）『勉誠社文庫64　詞玉橋・辞玉襷』勉誠社

・改正草稿本：北野天満宮蔵本による

・改稿本：京都大学蔵本による

・改正本：（一九七九）『勉誠社文庫64　詞玉橋・辞玉襷』勉誠社

：東北大学蔵本による

『てにをは係辞弁』萩原広道：早稲田大学古典籍データーベース（請求記号：ホ02_05635）

【参考文献】


尾崎知光（一九五七）「草稿本『詞玉橋』の成立」『国語と国文学』三四・一二

尾崎知光（一九七三）「『詞玉橋』の学説の成立―神宮文庫本による―」『愛知県立大学説林』二二

河野光将（二〇一五）「近世後期係り結び研究史―『てにをは紐鏡』『詞玉緒』の受容と展開―」『待兼山論叢』四九

小林賢次（一九七九）「解説」『勉誠社文庫64　詞玉橋・辞玉襷』勉誠社

小林賢次（一九八二）「富樫広蔭自筆本並びに自筆書入本『詞玉橋』について」『国語学史論叢　笠間叢書172』笠間書院

福井久蔵（一九三八）「解題―辞玉襷・詞玉橋」『国語学大系・語法総記一』国書刊行会

山崎勝昭（二〇一六）『萩原広道』ユニウス


※引用に際し、適宜表記を改めた箇所があることを断わっておく。

注

（1）正確に言えば、広道以前に、富樫広蔭『詞玉橋』や鶴峯戊申『語学新書』なども「何」を「係り」から除くことを主張している。

（2）尾崎知光（一九五七）は、広蔭の門人高田宜和の記録として次のような文章を挙げている。

この何の類の事につきて思出たる事しあれば序に云む安政の新宮遷の行事拝奉らむと老翁の都にとまりて烏丸通なる医家畑某は予て知己（シルヒト）にて有ければその家に明日といふ宵の程より出居ましつるに萩原広道も来会けるが老翁に向てまをされけるはおのれ先に病に煩て但馬国城の崎温泉にありける時尾張国名古居古渡の伝昌寺泰山といふ僧に出会つるに詞辞の活用のいとくはしげなりければいかで然まではと問つればこれ即老翁の御教子にて辞玉襷といふものを暗記に為つる故にこそと云れけるが最（イト）喜しくてその玉襷の折本を乞借写て壁に張て昼夜（ヒルヨル）いはず読馴しにも源氏物語標注書侍るには別てちからを得侍るは全く老翁の賜物

と陰なからその洪恩（オホキメグミ）は忘侍らず然るを思ひえずにかく見え奉るは最悦はしき事にこそ今より後は御教子の列（ツラ）に思ほしてと側に都鄙の歌詠人たちの閒居るも憚らず云出られて翌々日も老翁の旅宿に訪来て今日は伴ふ人有て大坂へ下るにその人々の此所に尋来むまでだにとまをしてなにくれと問れられつときけり即その係辞弁を見るに何の類は係とならざる道理またのはいと軽き辞なるよしをも彼是老翁の説に依て書出られたり

これによれば、「何」を係りから除くことに関して、広蔭が広道に示唆を与えたと考えられる。この記録に関して、山崎勝昭（二〇一六）は、広道が「安政の新宮遷の行事」のため、確かに上京していたこと、天保十二年に広道が但馬城崎温泉に湯治にでかけていたという事実が一致することなどから、判断を保留しつつもかなり信憑性が高いとしている。

（3）この三分類について山田孝雄（一九四三）は、鈴木朗『言語四種論』の説に基づいたものであり、副詞の分類の不備などから批判を行っているが、必ずしも朗の学説に基づいているとはいえない。例えば、朗は「独立タルテニヲハ　ア・アハレ・アハヤ・アヤ・アナ・アナヤ・ヤ・ヤヨ・ヲ・イナ・ヲ・ウ・幾・何・誰」として、疑問詞の類も「テニヲハ」に含めて考えている点など広蔭との相違が見られる。

（4）架蔵本『詞玉橋』に、一之巻が改正本での奥書を持ち、二之巻については、巻末に「文政九年十二月八日稿」という初稿時の奥書を持つものがある。二之巻本文を見てみると東北大本と一致し、改正本以前の本文を有しているものであることがわかるが、校訂段階の異なる巻が合綴されていることは不審である。

（こうの・みつまさ　本学大学院博士後期課程）